

議案第186号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月29日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の
一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。